

## ワーキングホリデー査証の申請

- 査証の申請は、専用のサイト <https://tramites.minrel.gov.cl/> から行ってください。
- データを入力し、下記に列挙された必要書類と、他に査証の審査に有効だと思うものがあれば追加してアップロードしてください。日本語の書類には必ずスペイン語か英語の翻訳を添付してください。不完全な申請は不受理となります。
- 申請の途中、チリ政府は必要に応じて追加の書類や情報を提出するよう求めることがあります。また、申請を却下することもあります。
- 査証の申請から発行の許可ができるまでおおむね4～6週間かかるため、出発の予定より少なくとも1ヶ月以上は余裕を持って申請してください。
- 査証申請の個別の事案についての情報を第三者及びエージェントに提示することは禁止されているため、領事館は申請者のみに情報を開示します。
- 査証の申請は却下されるばあいは、チリ政府の決定によるものだとお点をご承知置きください。

1. 申請書はもれなく明瞭に記入してください。
2. 旅券 データ面のコピー
3. 健康診断書
4. 最新のカラー写真 3枚 背景白 (5x4cm) / アップロードは一枚のみ、jpg フォーマット、最小 90×120ピクセル、最大100kb
5. 滞在資金を証明する書類 (残高証明書等)
6. 発行後60日以内の犯罪経歴証明書 日本、(さらに外国籍の方は出身国のもの)、及び14歳以降に継続して2年以上居住した国のもの、ただし居住が終了して5年を超えている場合は免除する
7. チリでの活動を説明する申請者本人の署名入りの文書
8. チリ滞在中の医療費と、万が一の際の帰国費用をカバーする保険

### すべての書類の用意ができたなら

アップロード用に写真はJPG、添付書類はPDFでファイルを作成してください。ファイル名は書類の内容と申請者氏名を利用する等、判り易く短くして下さい。また、半角ローマ字のみを使用してください。

申請用のサイト <https://tramites.minrel.gov.cl/> からデータの入力と添付書類のアップロードを行ってください。完了すると、プログラムから自動のメールが送られます。

その後、領事が入力されたデータを確認すると、電話で面接の予約をしてください、というメールが届きます。面接時に書類の原本をご持参のください。本国照会の後、実際に発行されるまではおおよそ1ヶ月くらいです。

### 査証の発行が許可されたら

チリ領事館からその旨連絡があります。受領は電話で予約をし、旅券を持参してご本人がご来館ください。査証の発行手数料は、国籍、査証の種類によって決められており、またレートによって多少変動します。質問は下記へお問い合わせください。

在東京チリ領事館

105-0014 東京都港区芝3丁目1-14 芝公園阪神ビル 8階

Tel : 03-3452-1425 / Fax : 03-3452-4457 // E-mail : [tokio@consulado.gob.cl](mailto:tokio@consulado.gob.cl)

Consulado de Chile en Tokyo

Shibakoen Hanshin Bldg. 8F., 3-1-14 Shiba, Minato-ku, Tokyo, 105-0014

9:00 から 14:00 土日、祝日は閉館します。 Attention hours: MON to THU 9:00 to 14:00 hrs